(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町浦之名字面早流四六二四の二三、四六二四の二八、四六二四の三四、四六二四の三六、四六二四の七一、四六二四の七二、四六二四の一〇三、字小田元四八八六の一七、四八八六の六二、四八九二の二、四八九二の一一、四八九二の一七、四八九三の三、四八九三の七、四八九三の二三、四八九六の四、四八九六の八、四八九六の一七、四八九六の一八二から四八九六の一八四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続きが保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二　都市計画事業の種類及び名称　横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第7号相鉄・東急直通線

三　事業施行期間　自平成二十五年一月七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　神奈川県横浜市神奈川区羽沢町字長谷及び字天屋地内並びに同県同市港北区綱島東一丁目並びに箕輪町一丁目、二丁目及び三丁目並びに日吉本町一丁目地内

使用の部分　神奈川県横浜市神奈川区羽沢町字長谷、字聖天、字天屋及び字大道並びに三枚町字上天屋、字向原、字向天屋、字天屋、字矢崎、字帷子坂、字八反町及び字西ノ脇並びに菅田町字川向、字根廻及び字富士下地内並びに同県同市港北区鳥山町字砂田及び字向判下並びに岸根町字砂田並びに新横浜一丁目、二丁目及び三丁目並びに大豆戸町字道念前、字堤根、字塚田及び字下土浮並びに菊名七丁目並びに大倉山一丁目及び三丁目並びに大曽根一丁目並びに**樽**町二丁目並びに綱島東一丁目、二丁目及び四丁目並びに綱島西六丁目並びに箕輪町二丁目及び三丁目地内

五　収用又は使用の手続きが保留される事業地

神奈川県横浜市神奈川区羽沢町字天屋及び字大道並びに三枚町字上天屋、字向原、字向天屋、字天屋、字矢崎、字帷子坂、字八反町及び字西ノ脇並びに菅田町字川向、字根廻及び字富士下地内並びに同県同市港北区鳥山町字砂田及び字向判下並びに岸根町字砂田並びに新横浜一丁目、二丁目及び三丁目並びに大豆戸町字道念前、字堤根、字塚田及び字下土浮並びに菊名七丁目並びに大倉山一丁目及び三丁目並びに大曽根一丁目並びに**樽**町二丁目並びに綱島東一丁目、二丁目及び四丁目並びに綱島西六丁目並びに箕輪町一丁目、二丁目及び三丁目並びに日吉本町一丁目地内

○国土交通省告示第八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4967号	船外機（小型船舶用）	６ＢＰＫ	ヤマハ発動機株式会社	ドッグクラッチの材質変更

○国土交通省告示第九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

府中大川右支渓一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市東区上温品三丁目一八六二番地内四等三角点上温品を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地並びに標柱十二号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱十二号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二六六度二一分四七秒　六一八・八九八メートルの地点　標柱一号

標柱一号から二六九度三九分五三秒　二五・四六二メートルの地点　標柱二号

標柱二号から二八八度五三分二五秒　一六・二七八メートルの地点　標柱三号

標柱三号から三一八度一一分四四秒　一四・〇六七メートルの地点　標柱四号

標柱四号から二三二度五六分二六秒　四三・三一三メートルの地点　標柱五号

標柱五号から四四度五二分〇秒　九七・五九二メートルの地点　六号

標柱六号から二〇八度三三分四八秒　二八・二二九メートルの地点　七号

標柱七号から一四六度一四分一六秒　一一・九一六メートルの地点　八号

標柱八号から一九九度一八分二八秒　一六・一一一メートルの地点　九号

標柱九号から八九度五三分三二秒　一八・六一四メートルの地点　十号

標柱十号から九五度二〇分一七秒　九・三六三メートルの地点　十一号

基準点から二八一度三四分五八秒　四九七・三〇二メートルの地点　十二号

標柱十二号から二四三度四八分二三秒　二四・八九六メートルの地点　十三号

標柱十三号から三〇五度二五分五六秒　二二・二七〇メートルの地点　十四号

標柱十四号から三五一度四七分四秒　一四・一二二メートルの地点　十五号

標柱十五号から六三度一五分二九秒　一六・二一九メートルの地点　十六号

標柱十六号から三三七度九分二四秒　二八・二二七メートルの地点　十七号

標柱十七号から二七四度四八分二七秒　二〇・六六六メートルの地点　十八号

標柱十八号から一六度二三分二二秒　四三・四七五メートルの地点　十九号

標柱十九号から三三二度六分五四秒　六〇・四七九メートルの地点　二十号

標柱二十号から一一八度三〇分五六秒　六七・六八二メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から一七九度三八分二一秒　二二・七〇〇メートルの地点　二十二号